

令和5年(ヨ)第1号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分

決 定 要 旨

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由 の 要 旨

第1 事案の概要

本件は、債権者らが、債務者（関西電力株式会社）において福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5番地3に設置、運転している美浜発電所3号機（以下「本件原発」という。）について、地震に対する安全性を欠いていること、原子力発電所は劣化管理が困難であること、避難計画に不備があることから、その運転により重大な事故が発生し、債権者らの生命、身体等の重大な法益に対する侵害が生ずる具体的な危険性があると主張して、債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、本件原発の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てた事案である。

第2 争点に対する判断

1 基準地震動の合理性

(1) 基準地震動が地震観測記録において低水準であること

ア 基準地震動と実際の地震観測記録との対比

本件原発の基準地震動は、新規制基準に基づいて、伝播特性やサイト特性といった、本件原発敷地周辺の地域特性を踏まえ策定され、原子力規制委員会において新規制基準の適合性が認められているところ、原子力規制委員会の具体的審査基準に不合理な点はなく、また、債務者のした調査及びこれに基づく原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があったような事情は見当たらず、基準地震動の策定が適切であるとの債務者の疎明は尽くされていると評価することができる。

ある特定の地点における地震動を適切に評価するには、地震の震源特性、地震波の伝播特性、及び地盤の増幅特性に関して、地域性の違いを十分に考慮することが必要であるところ、債権者らが指摘する地震観測記録についてみれば、地域特性が異なる各地点で計測されており、しかも、同地震観測記録には、本件原発の検討用地震とは地震発生様式の異なるものが含まれている。債権者らの主張は、過去のいずれかの地点で観測された地震動の数値と単純に比較するというものであって、その地域特性を踏まえたものではない。

#### イ 一般住宅及びハウスメーカーの耐震性との比較

耐震計算を行うための地震力の大きさとして300ガルから400ガル程度の地震動に対する設計を要求している建築基準法における耐震基準をもって、基準地震動 $S_s - 3$ の993ガル（水平方向）が低水準であるとはいえない。また、ハウスメーカーの住宅における振動試験の結果について見ても、実耐力を求める際の最大加速度の数値と設計耐力である基準地震動の最大加速度の数値とを単純に比較することはできない。

#### (2) 検討用地震に係る想定地震動が低水準であること

債務者は、安島岬沖～和布一干飯崎沖～甲楽城断層における地震の規模としてはM8.0であると設定した上で、地域性の違いを考慮して基準地震動を策定したものであるところ、地震規模をM8.0と設定したにもかかわらず地震動想定が279ガルであるのは低水準であるとの債権者らの主張は、地域性の違いについて触れるところがなく、採用することができない。

#### (3) ばらつき条項<sup>1</sup>の不遵守

松田式<sup>2</sup>及び入倉・三宅式<sup>3</sup>は、レシピ<sup>3</sup>において地震規模を求める関係式とし

<sup>1</sup> 改正前の基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドI3.2.3(2)

<sup>2</sup> 断層長さ<sup>2</sup>と地震規模という物理量の間の相互関係に着目して導かれた経験式

<sup>3</sup> 震源断層面積と地震モーメントの関係式

て使用されていること、また、松田式についていえば、最新の知見を基に検証すると、元データとより整合することが認められることからすれば、現在においても一般的に信頼性を有するものといえる。

債権者らは、基準地震動策定の場面において経験式の元データのばらつきを考慮することなくこれらの経験式をそのまま用いることはできないと主張するところ、債務者は、松田式及び入倉・三宅式へ代入する断層の長さ、断層の幅、断層傾斜角等の値について、不確かさを考慮した上で保守的な値を設定して地震動評価を行っており、保守的な値を設定して行った経験式の適用結果に対してばらつきを考慮して更なる上乘せを行うとすれば、各種の不確かさを二重に評価することとなり、その結果は、松田式及び入倉・三宅式により算出した地震規模からの乖離が大きくなり、個々のパラメータ間の相関に着目して導かれた経験式によって地震規模を算出するとした科学的根拠との間で齟齬が生じる。

債務者及び原子力規制委員会が、基準地震動の策定において、経験式の適用結果に対して、更なる上乘せをしていないことが、不合理なものとはいえない。

(4) 震源が敷地に極めて近い場合に求められる考慮を怠っていること

本件特別考慮規定（新規制基準中の、検討用地震の震源が極めて近い場合に特別の考慮をするよう求める規定）は、震源が敷地に極めて近い場合には、通常要求される不確かさの考慮にとどまらず、各種不確かさが地震動評価に与える影響のより詳細な評価し、震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえること等を求めたものである。敷地極近傍地震動に対して特別な考慮が必要であるかどうかは、専門的技術的知見に基づき、本件特別考慮規定が設けられた趣旨等を踏まえながら、個々の検討用地震の震源と当該原子力発電所の敷地との位置関係等に照らして判断することが前提とされているものと解される。

本件原発から約1.3 km及び3 kmに位置するC断層及び白木一丹生断層について、債務者が、本件特別考慮規定が設けられた経緯や各断層の位置関係などから、これらの断層による地震は「震源が敷地に極めて近い場合」に当たらないとして本件特別考慮規定の適用を検討しなかったこと、原子力規制委員会においても、各断層による地震動が、いずれも敷地極近傍地震動に当たらないとの判断を示したことは、不合理とはいえない。

債権者らは、「震源が敷地に極めて近い場合」の特別考慮を必要とするか否かのメルクマールは、浅部断層が長周期のみならず短周期の地震波を出す可能性を考慮した上で、それでもなお原子力発電所への影響が小さいとみなせるかどうかによって判断すべきであると主張する。

しかしながら、浅部断層において短周期地震動が生じるかどうかは、専門家の間においても議論が分かれているところであり、現時点においては、浅部断層からの短周期地震動が地震動評価に与える影響に関しては、いまだ検討段階にあるといえる。そうすると、本件特別考慮規定が、債権者らが主張するように、浅部断層から生成される短周期地震動が発生することを前提にして、その影響を考慮するよう求めているとまでいうことはできない。

## 2 基準地震動以下の地震動による事故の危険性

- (1) 本件原発の建設時の耐震安全評価に用いられた基準地震動は、最重要設備である原子炉格納容器及び原子炉安全停止機構においても最大加速度405ガルであったものであるが、その後、基準地震動は順次見直されていっており、その都度、耐震安全性を確認されている。
- (2) 基準地震動以下の地震によって主給水ポンプが損傷しても、基準地震動による地震力でも安全性を損なわないことが求められる補助給水設備が存在し、それにより2次冷却系の機能を維持することが可能である。

しかも、仮に、補助給水設備も機能せず2次冷却系の除熱機能が喪失した場合においても、フィードアンドブリードにより炉心損傷を防止するための

対策が取られており、炉心損傷防止の手段として不合理な点があるものとは認められない。

### 3 劣化管理の困難性

(1) 新規規制基準は、発電用原子炉の設置者に対し、保安のために必要な措置として、運転を開始した日以後40年を経過した発電用原子炉施設について、運転を開始した日以後50年を経過する日までに高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、許可を受けた延長する期間が満了するまでの期間において10年間に実施すべき施設管理に関する方針を策定することを要求しており、債務者は、これらの規制の内容を踏まえた対応を行っていることが認められ、合理的なものと認められる。

(2) 原子炉容器を含む特別点検の対象機器について目視点検を行うことが可能であり、直接的な目視点検が困難な設備については、直接的な目視点検以外の方法で点検することが可能である。また、劣化状況評価について、原子力発電所を構成する機器は、構造、材料及び使用環境が類似の機器が多数存在するため、類似機器をグループ化し、このグループから評価の代表機器を選定する手法は合理的なものといえる。

しかも、債務者は、経年劣化事象ごとに経年劣化を保守的に想定した上で、代表機器の耐震重要度に応じた耐震安全性評価を行っている。債務者が行っている点検や原子力規制委員会の判断は合理的である。

### 4 避難計画等

原子力発電所の安全設計においては、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求める深層防護の考え方に基づき、5つの防護階層として具体化に設定されているところ、その最後の層である第5の防護レベルが、放射性物質が原子力施設外に放出されることを前提とした避難計画である。

しかし、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおい

て、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。債権者らが避難を要するような事態が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえない。避難計画の不備についての債権者らの主張については判断するまでもない。

### 第3 結論

以上によれば、本件では被保全権利の疎明があるとはいえないから、保全の必要性について判断をするまでもなく、債権者らの本件仮処分命令申立ては理由がない。よって、本件申立てをいずれも却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年3月29日

福井地方裁判所民事部

裁判長裁判官	加	藤	靖
裁判官	摸	利	純 史
裁判官	瀧	田	慎 太 郎